

住居表示ニュース第3号

平成30年2月13日発行

市谷薬王寺町地域の住居表示制度説明会を開催しました。お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございました。

新宿区からのお知らせです。

2月3日（土）から2月5日（月）までの計3日間に、住居表示制度説明会を開催しました。説明会では、①住居表示制度はなぜ誕生したのか ②現在の住所の仕組みとその課題 ③住居表示実施の手順 ④住居表示実施の効果 ⑤住居表示実施の手続き についてご説明しました。計50名の方にご出席いただき、様々なご質問やご意見をいただきましたので、ご報告いたします。

区は、今後、住居表示の実施素案を検討するための地元審議会を立ち上げたいと考えております。

地元審議会の公募については、住居表示ニュース第4号でお知らせします。

【説明会参加人数】

2月3日（土）	2月4日（日）	2月5日（月）	合計
24名	16名	10名	50名



新宿区 地域振興部
地域コミュニティ課 住居表示係
〒160-8484

新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
電話 03-5273-3521（直通）

（平日 8:30～17:00）

※当日の配付資料をご希望の方は、ご連絡ください。

1 説明の概要

(1) 新宿区からの説明

本説明会の趣旨／実施検討区域／東京23区の実施状況／住居表示制度はなぜ誕生したのか／現在の住所の仕組みとその課題／市谷薬王寺町における住所の課題／新宿区における住居表示／現在の住所の表示（地番表記）／住居表示実施後の住所の表示／住居表示実施の手順／街区表示板等の設置／街区案内板の設置／住居表示実施のメリット／住居表示実施に伴う手続き／住居表示実施の流れ／今後の予定

(2) 現在の住所の表し方

市谷薬王寺町の住所は、地番（土地の番号）を用いて「市谷薬王寺町○番地○」と表しています。この地番を用いた住所は、土地の売買や相続等による分筆・合筆により、時間の経過とともに地番の順序が乱れてきます。そのため、番号の順序が整然とせず、また多くの建物が同じ番号で表示されることになり、わかりにくい住所となってしまいます。

(3) 住居表示による住所の表し方

住居表示制度とは、地番とは別に、建物ごとに新しい住所専用の番号を付ける制度です。これにより、現在住所として使われている「地番」は、本籍地や土地の権利を示す番号としてそのまま残りますが、普段お使いいただく住所は新しいものになります。

【住居表示実施前の表示】	新宿区	市谷薬王寺町	○番地○	
【住居表示実施後の表示】	新宿区	〇〇（町）	○番	○号
【中高層住宅の場合】	新宿区	〇〇（町）	○番	○-〇〇〇号
	↓	↓	↓	↓
	区名	町名	街区符号	住居番号

2 説明会で頂いた主なご質問とその回答

(1) 町名や新しい住所について

Q.市谷薬王寺町の町名は変わるのですか。

A.区は、歴史と愛着のある「市谷薬王寺町」という町名を変えることは考えておりません。町名については、実施区域、街区割などとともに地元審議会で議論し、現在の「市谷薬王寺町」という町名を残すことについて審議・検討いたします。

Q.市谷薬王寺町の町名の読み方は何というのですか。

A.町名の正式な読み方は、住居表示の実施によって決まるものです。そのため、住居表示が未実施である市谷薬王寺町においては、町名の正式な読み方は決まっていません。地元審議会では、これまでどのような読み方をされてきたかなどを考慮し、町名の正式な読み方について審議・検討いたします。

Q.住居表示を実施した場合、○町（町名）△番（街区符号）□号（住居番号）となりますが、現在の地番と大きく変わりますか。

A.住居表示制度の仕組み上、地番とは別に、新しい住所専用の番号を定めます。現在住所として使われている「地番」は、本籍地や土地の権利を示す番号としてそのまま残りますが、普段お使いいただく住所は新しいものになります。

Q.住居表示実施は昭和37年に区議会で議決されたことであり、スマートフォンやナビゲーションが発達する現在、住居表示を実施せずとも、建物の位置はわかるのではないのでしょうか。

A.同じ地番に建物が多くある場合、GPS機能で検索すると、目的の建物と異なる建物を示すことが数多くあります。住居表示の実施により、各建物の住所が詳細に区別できるようになります。

Q.昔ながらのわかりにくい住所が気に入っています。郵便局や配達業者にはこの町は地番表記の住所であることを周知すれば、不便は解消できるし、余計なコストをかけずに、これまでの住所が使用できるのではないのでしょうか。

A.現在の地番表記の住所は、時間の経過によって、地番の順序の乱れや飛び番号が生じて、複雑になっていきます。住所は、郵便局や配達業者の方々だけでなく、初めてまちに訪れる方など、誰にでもわかりやすいものであるべきです。緊急時に現場の特定をしやすくなるなど、住居表示の実施には、コスト以上のメリットがあると区は考えております。

Q.外苑東通りを境に、町を一丁目と二丁目に分けた方がわかりやすいと思うのですが、住居表示の実施によって、そのように町区域を変えることは考えていますか。

A.区は、町を二つに分けることは考えておりません。地域コミュニティへの影響や歴史的背景を考慮すると、現在の町を二つに分けることは避けるべきであると考えております。

(2) 住居表示の実施について

Q.住居表示の効果は何ですか。

A.住所がわかりやすくなり、緊急時に現場の確認が容易になること、配送の際に目的の建物の場所が確認しやすくなること、初めてまちに訪れた方でも目的地への到着が容易になることが挙げられます。しかしながら、皆様の住所が新しい番号になることで、様々な住所変更の手続きが必要になり、一時的にご負担とお掛けすることになります。

Q.住居表示の実施についての予算はどれくらいですか。

A.市谷薬王寺町における平成30年度の予算は、地元審議会の運営（委員の報酬）について計上しています。実施が決まった場合は、街区案内板の設置や業者による調査委託費用を予算に計上していきます。参考として、四谷本塩町の際に計上した予算は1,109万円でした。

(3) 住居表示実施によって必要になる手続き等について

Q.住所が変わることによって、何の手続きが、いつまでに必要になりますか。

A.住民票や国民健康保険など、区が所有する公簿類については、住所変更の手続は不要です。主に住所変更の手続が必要になるのは、不動産登記、商業・法人登記、金融機関、運転免許証などに登録している住所です。商業・法人登記については、本店の所在地変更は2週間以内、支店の所在地変更は3週間以内です。そのほかの住所変更の手続は、特に期限が定められていないものが多いのですが、実施日以降お早めに手続きを行うようお願いしております。

Q.不動産登記や法人登記の登録免許税は無料ですが、司法書士への住所変更の手続きの依頼料は、区に負担してもらえますか。

A.司法書士への依頼料を区が負担することはできませんが、登記申請をご自身で簡単に手続きできるように、手続方法について区が丁寧に説明いたします。

Q.事業所の住所を印字している名刺、封筒、ゴム印を買い替える費用は、区で負担してもらえますか。

A.名刺、封筒、ゴム印等を買い替える費用を区が負担することはできませんが、地域の皆様には住居表示の実施期日を半年以上の期間をあけて、事前にお知らせします。封筒、名刺については、この期間に在庫を使用することでご対応いただきたいと思います。

Q.市谷薬王寺町と市谷柳町の町境は複雑に入り組んでおり、住居表示の実施によって整備されることになりますか。

A.わかりやすい住所にするために町境の位置を変更する可能性もありますが、そこにお住まいの方の要望や歴史的な背景を十分に考慮し、地元審議会で実施区域について審議・検討いたします。

(4) 実施までのスケジュールについて

Q.概ねのスケジュール感として、審議が始まってどれくらいで実施に至るのですか。

A.過去の実施事例から申し上げますと、審議会での審議が始まってから、滞りなく順調に進んだ場合でも、概ね2年ほどかかると思います。今後の概ねの流れとしては、地元審議会の審議の終了後、地域説明会の開催と意見募集を行います。皆様からのご意見をもとに、再度地元審議会では素案の検討を行ったのち、区議会に議案として提出します。

(5) 地元審議会について

Q. 地元審議会の審議については、審議の途中でも地域住民に周知されるのですか。

A. 地元審議会の審議の過程は、逐次、市谷薬王寺町の皆様に住居表示ニュースでお知らせいたします。また、審議の途中でも区へご意見をお寄せいただければ、そのご意見を踏まえて地元審議会では実施素案を検討します。

Q. 実施素案に対する地域住民の意向は、どのように反映するのですか。

A. 実施素案が固まった後、実施素案説明会を開催します。その説明会とともに、地域の皆様から意見募集を行い、再度地元審議会では実施素案の検討をいたします。

Q. 地元審議会と地域住民の意向が異なる場合、どうするのですか。

A. 地元審議会では、できる限り地域の皆様の意向を反映した審議を行います。住居表示を実施してほしくないというご意見については、区が制度の必要性を繰り返し説明します。

Q. 地元審議会の審議の結果、住居表示の実施自体を先送りにするということはあるのですか。

A. 区議会で区内全域での住居表示の実施を行うことを議決しており、区として実施を行わないという考えはありません。地元審議会では住居表示の実施が行われるまで検討を行います。なにとぞご理解を頂きたいと思っております。

Q. 実施素案に対する変更を請求することはできますか。

A. 実施素案の作成後には、実施案の公示を行います。この公示された実施案に異議があるときには、公示の日から30日を経過する日までに、市谷薬王寺町にお住まいの有権者50人以上の連署をもって、町名及び実施区域に関する変更請求を行うことができます。

Q. 地元審議会の委員数は10名で、委員2名はこれから公募するということですが、それ以外の8名については誰が決まっているのですか。

A. 過去の実施事例によると、地元審議会の委員は、町会からの推薦者、地元企業の代表などにより構成します。委員のメンバーは、現在のところ、誰になるか決まっておられません。

(6) そのほかのご質問や主なご意見

Q. 都バスや地下鉄などでは、町名の表記が統一されておらず、統一すべきではないでしょうか。

A. 町名は、町の地域特性や歴史的・文化的な背景によって、呼び名が異なる場合があります。都バスや地下鉄でなぜその名称を用いることになったのか、市谷薬王寺町の沿革について理解を深めるため、区が確認をいたします。

Q. 住所が変わった後に、以前の住所を書いてしまっても、郵便物は届きますか。

A. 住居表示実施前の住所を書いてしまったとしても、これまでと変わらず、きちんと郵便物は届きます。

Q. 「住居表示に関する法律」は昭和37年に施行されましたが、なぜ新宿区の住居表示実施率が約75%と低いのですか。

A. 住居表示の実施について、地域住民の方々のご理解をいただくために時間をかけて説明し、実施を進めてきました。また、区では、現在の町境の位置を変えずに、住居表示を実施できるようにルール改正の検討を行いました。こうしたことにより、現在における住居表示の実施率が低くなっています。

意見 1 この町に引っ越してきてから、わかりにくい住所に不便を感じていた。早く住居表示を実施してほしい。

意見 2 既に配達業者は配達に苦慮している。住居表示の実施は必要なことだと思う。

意見 3 実施するのは賛成だが、町名は変えてほしくない。

意見 4 郵便番号制度のように実益がないものを感じ、賛成しない。